『龍ケ崎市史研究』第八号
一九九五年三月

牛久沼の「進退」について
―沼の管理と用水組合―

馬場弘臣

牛久沼の「進退」について

―沼の管理と用水組合―

馬場弘臣

はじめに

牛久沼は多様な「顔」をもつ沼である。沼の水は竜ケ崎市を含む下流の村むらにとって、欠くことのできない重要な用水源であったが、それとて沼周りの村むらにとってみれば、田畑に被害をもたらす悪水源であった。それが長い間牛久沼周りの基本的な問題となっていたのであるが、もちろん牛久沼の「顔」はそれだけではない。沼に住む魚や鳥の捕獲、蓮根の栽培や肥料としての藻草採集などは村むらの生活をささえる重要な副業であったし、沼上の村むらからはさまざまな物資や材木などが沼面を運ばれ、これを小貝川へと中継する八間河岸は、これまた物資流通の面で欠かせない存在であった。現在では「水利」といえば灌漑用水のことをさすが、当時の人びとにとってみれば、本来こうしたさまざまな水の利用の総体こそが「水利」であったのかもしれない。

そうした牛久沼は、用水堀江川を利用する用水組合九か村が「進退」するものであるという。『日本国語大辞典』（小学館）によれば、「進退」には「心のままに取り扱うこと。意のままにすること。自由に支配すること。」あるいは「心のままに、土地や人間を取り扱うこと。所領・所職について宛行・没収や補任・改易の権利を持ち、その権限を自由に行使すること。」といった意味があるという。つまり用水組合は、牛久沼を心のままに取り扱い、自由に支配する権利をもっていると主張しているのである。もっとも、用水組合が牛久沼に対する独占的な権利を「進退」という言葉で表現するようになるのはそう古いことではない。現在確認できるところでは、[1]「牛久沼之義」についての幕府代官布施孫三郎の問い合せに答えた、文化八年（一八一一）一一月の用水組合の回答書の第三条目に、「一牛久沼之義ハ用水組合九ケ村ニて進退仕、用水番并問屋諸荷物請払として組合内より壱人差出置申候」とあるのが最初である。[2] 牛久沼は用水組合九か村で「進退」し、そのために「用水番并問屋諸荷物請払」を用水組合から一人差し出すという。逆にいえば、牛久沼の「進退」は「用水番并問屋諸荷物請払」によって保証されているというのである。とすると問題は、こうした組織の具体的な機能、そしてそれによって実現される沼の管理のあり方ということになりそうである。

石高制を社会の編成原理とする近世社会では、田畑・屋敷などの高に結ばれた土地＝高請地と、高に結ばれない土地＝高外地としての山野河海や湖沼とは明確に一線を画していた。前者は高に結ばれることで、それを「所持」する者と「所持」する権利とが明確であったのに対し、後者についてのそれはかなり微妙であった。[3] そもそもがこうした山野河海や湖沼は、誰々のものであるといった「所有」の観念が措定しがたい性質のものである。本来誰のものでもなく、誰のものでもあるはずの領域に一定の権利が措定されるとき、そこにはどのような問題がはらまれていたのであろうか。もちろんそれが数か村あるいは数十か村の利害にかかわるものであれば、それだけその権利意識は複雑にならざるを得なかったし、村むらの利害の対立も深刻であった。またそれらの村むらの連合体である組合村の内部に目を移してみれば、内部的にも事情は同じであるが、そのいっぽうで組合村では外部との軋轢に対抗するための結束が要求されるとともに、権利を内在化するための措置が必要となってくる。具体的にはこれを管理するシステムと利害調整のための合意形成のシステムが必要となってくるのである。そしてそれは幾多かの争論を通して秩序だてられてくるものでもあった。それだけに、こうした高外地とされた領域に対する意識のあり方、および現実的な管理のあり方を究明することもまた重要な課題であるといえよう。[4] 本稿では「進退」という文言をキーワードとして、近世後期に発生したいくつかの争論を題材に、用水組合の内部秩序の動揺と再編のあり方を通してこうした課題に迫ってみたい。[5] 「進退」という文言が近世後期に表れるものだけに、そのなかには牛久沼をめぐる諸問題が集約されていることが想起されよう。

一　沼の「進退」と用水組合

牛久沼の用水組合は、表1に示した九か村からなっており、その総組合高は八四〇〇石余であった。[6] 先にも述べた通り、用水組合にとって沼は溜沼であり、用水を確保するためには常に水を湛えておくことが必要であったが、沼周辺の村むらにとってみれば、それ自体が悪水として田畑に被害をおよぼす元凶となっていた。そのため沼周辺の村むらではいくつかの悪水組合を設けてこれに対処していたが、[7] この両者の対立が長い間牛久沼周りの基本的な問題となっていたのである。したがって用水組合による牛久沼の「進退」という主張は、第一義的にはこうした沼周辺の村むらに向けられ、文言としてはそれらとの争論関係文書のなかにあらわれてくる。〔史料1〕〔史料2〕はそうした争論文書のなかから抜粋したものである。

〔史料1〕[8]

私共組合用水溜右牛久沼之儀、往古より私共九ケ村用水沼ニ御座候所、享保十巳年願人有之、一旦御新田ニ被　仰付候ニ付、私共九ケ村えハ筑波郡福岡堰余水并境松川悪水を以、伊丹代用水と唱ひ引取候得共、用水不足ニて中々以用水行届不申、殊ニ右新開場水災勝ニて御新田相続致兼候ニ付、先規之通私共村々

表1　牛久沼用水組合の村高と組合高

国　名	郡　名	村　名	天保郷帳	旧高旧領	用水組合高	田　高
常陸国	河内郡	佐　貫　村	439石20377	444石4532	300石1751	―――
		馴　馬　村		232．868	130．027	114石103
		小通幸谷村	1242．431	1300．551	330．	―――
		龍ケ崎村	2214．96252	2214．663	2213．5975	1378．8689
		大　徳　村	2611．661	2318．373	2179．518	1161．819
		宮　渕　村	1178．686	1034．005	918．0618	―――
		生　板　村	2241．086	2261．695	1177．578	900．149
		幸　谷　村	284．433	283．251	150．085	―――
下総国	相馬郡	川原代村	1020．5911	1014．3411	1003．97	602．3844
		＊合　計＊	11233．35439	11104．5003	8403．0124	

(注)　用水組合高と田高は享和元年「村々銘々高控」(『龍ケ崎市史』近世史料編II No.168)による。

溜沼ニ被　仰付度旨、宝暦度より奉□□ニ付、逐一御吟味之上明和元申年如先規私共□溜沼ニ被　仰付候節、元願人庄兵衛拝借残返納残金弐百六拾七両余并右沼地之地代金七百五拾両、私共九ケ村ニて差上、猶已来右沼より用水引取候故を以冥加米と名附、米弐百廿俵宛并新八間堀運上米弐拾六俵、魚鳥運上米五拾俵、藻草河岸運上五拾俵、都合米三百四拾六俵宛年々右沼地え上納致し、願人庄兵衛えハ町歩相定、沼地内拾町歩、谷田部川潰地・山屋敷等引受、右之分計御新田ニ被　仰付、私共組合九ケ村ハ右沼一円并境松川潰地之分迄用水溜井進退ニ被　仰付、其上新水抜堀・伊丹代用水堀、両潰地之地代金百七拾八両余上納被　仰付候義ニて、右場所地代金上納仕居候上は、九ケ村持切之ケ所と乍恐奉存罷在候処…（中略）…前申上候通右沼地私共進退仕候故を以右地代金トして大金上納致し、猶年々米三百四拾六俵宛御年貢相納罷在候…（後略）

〔史料2〕(9)

私共組合九ケ村進退牛久沼之儀、享保年中同国庄兵衛新田開発奉願候得共、右沼開発相成候ては私共組合九ケ村用水其外品々差支及難儀候ニ付、新開御免之儀奉願、宝暦年中　一色安芸守様御勘定御奉行之節、願之通私共九ケ村用水溜沼ニ被　仰付、依之右沼地代金七百五拾両上納仕、其上前書開発願人庄兵衛拝借返納残金弐百六拾七両弐分也(ママ)永弐百文弐分、是又九ケ村引受返納仕、其以後年々沼内冥加米三斗五升入弐百廿俵、御運上米五拾俵、八間堀潰地御年貢米廿六俵、魚鳥猟運上米五拾俵、都

合米三百四拾六俵宛年々上納仕、用水掛引は勿論、沼内魚鳥猟、浮洲浮草・藻草等ニ至迄都て九ケ村持ニて、銘々御高内御田地同様ニ相心得進退稼方共仕来、…（中略）…畢竟右沼之儀先年開発可相成処、左候ては私共九ケ村及難儀候ニ付、願之上開発御免、九ケ村溜沼ニ被　仰付、年々多分上納致、銘々所持地同様大切之場所え理不尽立入、強勢及乱妨候ては囲堤水防手当を失ひ、且は魚鳥猟稼方差支、御年貢・冥加米・御運上米上納筋えも抱（ママ）り難儀之旨…（中略）…牛久沼之儀、先年訴詔方九ケ村ニて多分之地代金上納いたし、引続冥加米・御運上米潰地御年貢とも、魚鳥猟御運上米共年々多分上納致、九ケ村進退ニて用水懸引は勿論、都て稼方致来候…（後略）

〔史料1〕は沼境の「紛乱」をめぐる「沼縁村々」との争論に関して用水組合が提出した天保一四年（一八四三）の願書、〔史料2〕は沼内の浮洲の処置をめぐって用水組合が萱場領村むらを訴えた嘉永三年（一八五〇）九月の訴状から抜粋した。争論の詳しい内容についてはまた別の機会に譲るとして、ここではこれらの文書にあらわれる「進退」という文言の具体的な内容について検討してみることにしよう。

まず何よりも明らかなことは、用水組合が主張する「進退」の根拠として享保期の新田開発の問題があったということである。これは平野村（藤代町）出生の庄兵衛[10]が、享保一〇年（一七二三）に幕府に願い出て行った事業で、牛久沼を干拓して五〇〇町歩余の新田を開発しようとするものであった。〔史料1〕にもあるように、この新田開発によって用水源を失う用水組合の村むらに対しては、代用水として小貝川の福岡堰（谷和原村）用水の余水を利用するため、伊丹村（伊奈町）から江川にかけて二〇キロ余におよぶ用水路が開削された。これが伊丹代用水である。さらに牛久沼の左岸に谷田部川、右岸に境松川を設けて沼に流入する水を江川に放流する措置がとられた。しかしながらこれだけでは村むらの用水をまかなうことができないばかりか、もともとが「水災勝」の場であったために着工当初から排水に苦慮し、また作付分も水損となるなど「御新田相続致兼」ねる状態となり、地代金の上納や拝借金の返済すらも行き詰まるありさまとなった。そのため用水組合の村むらは、開発を中止して牛久沼を元の溜沼に戻すことを求めて宝暦一〇年（一七六〇）頃から訴願をくりかえし、ついに明和元年（一七六四）にいたって開発の中止を勝ち取ったのである。そしてそのための代替条件として、表2に示したような諸種の地代金や庄兵衛の拝借残金を肩代わりすること、さらには牛久沼を使用するための冥加米、および沼を利用した諸稼ぎを認めてもらうための運上米を毎年上納することが義務付けられたのであった[11]。

したがって用水組合の主張＝「進退」の根拠は明確である。自らの労苦によって新田開発を中止させ、溜沼への復帰を勝ち取ったことに対する自負、そして〔史料2〕の末尾にまとめられているように、そのために「多分之地代金（および庄兵衛の拝借残金などを）上納いたし」、「引続冥加米・御運上米」を「年々多分上納」し続けていること、それゆえに用水組合は「用水掛引」はも

表2　牛久沼の地代金・拝借残金・諸色運上米永

井筋の処理	伊丹代用水路跡	長3080間×幅7間 反別7町1反8畝歩 地代金71両3分永50文 （1反＝1両）
	新水抜堀跡	長4000間×幅8間 反別10町6反6畝2歩 地代金106両2分永100文 （1反＝1両）
	新八間堀	長1300間×幅12間 反別9町1反歩 冥加米9石1斗 （1反＝1斗）
	立帰新田地代金	（金178両1分永150文）
運上米	河岸并藻草運上	年々米　50俵
冥加米	魚鳥猟・蓮根運上	年々米　50俵
	牛久沼冥加米	年々米 220俵
残務処理	牛久沼地代金	金750両（15か年賦）
	庄兵衛拝借残金	金267両2分永200文2分 （2か年賦）

(注)　『龍ケ崎市史』近世史料編II No.195より作成。

ちろん、「沼内魚鳥猟、浮洲浮草・藻草等」の「稼方」にいたるまで「進退」ができるというのである。しかも牛久沼そのものに対しても用水組合は、「銘々御高内御田地同様ニ相心得」あるいは「銘々所持地同様大切之場所」であると心得ているという。ここでは牛久沼そのものが田地＝高請地＝所持地に準ずるものとして認識されているのである。

高外地といえども石高制原則の枠内にあること、さらに高外地である山野河海や湖沼に対する権益が、現地の生産や高請地の所持に規定されていることについてはすでに指摘のあるところである。(92) 現実に用水組合の村むらは沼の水を利用して各々の所持地＝高請地を耕作しており、そのために冥加米まで上納しているという事実がある。さらには運上米を上納することで沼を利用した諸稼ぎをも保証されている。とくに運上・冥加上納の事実を権益の論拠とすることは、山野河海＝高外地をめぐるさまざまな争論に普遍的にみられるものである。在地の側からすれば、そうした生産や生活の現実、そしてその一部を百姓として貢納しているという事実に立脚してこそ、高外地に対する主張がありえたということである。その意味で牛久沼を田地＝高請地＝所持地に準じたものであると認識し、主張することは必然的なものであったといえよう。もちろん近世社会の編成原理からすれば、そうした意識を石高制の枠組みのとらえかえしとすることは可能である。しかしながら、石高制を前提としたとしても、こうした主張自体はやはり論理の拡大解釈であり、何よりもそれが在地の側の論理として展開していったところに意味があろう。また、非領国地域にある村むらであればこそ、より普遍的な論理として、そうした認識がことさらに強く意識されたとも考えられる。少なくとも、くりかえされる争論のなかで、さらに近世後期に向けてそうした意識が次第に体系化され、先鋭化されていったことが想起されよう。牛久沼についても先述したような主張は、とくに沼が溜沼として復帰した以降の文書には頻繁にみられるものである。それだけに、「進退」という文言が近世後期にあらわれるということに意味が

あるとすれば、そうした意識の体系化、先鋭化の所産として自発的に選び取られてきたという点にあるのではなかろうか。

そしてさらなる問題は、そうした意識が先鋭化すればするほど、沼の管理主体であるという現実が村むらに重くのしかかってくるということである。近世後期に普請入用の勘定や管理をめぐる争論が集中しているのは偶然ではない。意識の先鋭化は内部のさまざまな問題を浮き彫りにしていく。

二　三つの出入から

天保一二年（一八四一）の新八間堀関枠普請勘定不正出入[13]、同一五年（一八四四）の御普請役御付添願い一件出入[14]、そして嘉永三年（一八五〇）の水番利欲不正出入は[15]、そうした牛久沼をめぐる用水組合内部のさまざまな問題が、まさに顕在化したものであった。この三つの出入はそれぞれ共通点が多いのであるが、とくにその接点の一つとして新八間堀関枠の普請問題があった。

新八間堀は牛久沼の水を小貝川へ落とすための悪水堀で、寛永四年（一六二七）に開削された古八間堀に対して、新たに元禄一三年（一七〇〇）に開削されたためにこの名がある。沼の保水と水抜を兼ねる新八間堀は、それだけに沼周りの悪水組合と用水組合の利害対立が集中する場であった。沼と新八間堀の境にはそうした水の調整施設として洗堰が設けられていたが、これでは調整が困難であるとする悪水組合上郷二五か村からの訴願によって、寛政七年（一七九五）には板堰関枠への改修が行なわれている[16]。その際の取極めでこの関枠の普請そのものが用水組合の責務となっていたのである。ここではまずそれぞれの出入の概略を整理することからはじめよう。

(1)　天保一二年　新八間堀関枠普請勘定不正出入

天保一二年（一八四一）の出入は、大徳村組頭の仙右衛門が同村名主宗三郎、組頭伝左衛門・長右衛門・佐次兵衛・仁平次・五右衛門・重左衛門の代兼として、佐貫村の名主与左衛門と川原代村の半次郎を訴えたものである。一一月二三日付の訴状によれば、用水組合では毎年九か村のうちから一か村ずつ「年番」を仕立てて「御普請其外都て用悪水路ニ相拘候用向取計」う仕来りとなっており、当年は大徳村の名主宗三郎が年番にあたっていたが、同人が病気になったため組頭七兵衛を「代り年番」として勤めさせていたところ、新八間堀の関枠が大破となったために、当年春に皆御入用御普請を命じられた。ところが相手方である佐貫村名主の与左衛門は関枠の地元村であることから自ら「年番加役」と唱え、また川原代村の半次郎は八間河岸の積問屋渡世を行なうかたわら、先年より「用水番」を兼ねていたことを利用して、両人で「諸事引受取計」い、普請入用について不正をはたらいたという。すなわち両人は、「御入用之外百性役諸色人足賃代前割」として三八両余を取立てたうえ、牛久沼魚鳥猟運上として用水組合村むらに割戻されるはずの助成金四九両余もこの諸色人足賃に組入れて割渡さない。さらに、普請の出来形帳と取調帳を調べてみると、

出来形帳では材木代金七五両一分永二文三分（内諸色代金九両三分永九二文六分）に、人足賃入用六五両永一五九文七分を加えた合計として一四〇両一分永一六二文が計上されているのに対し、取調帳では「諸入用百性役之分」として二一九両二分余が計上され、これから先の前割金と沼助成金を引いた一三二両二分余を九か村に出金させているというのである。ほかにも諸色人足賃の支払いなどに不正があり、これらは相手方両人が七兵衛と「馴合」って「大金私欲可仕巧」に相違ない。そこで「立会之上明白ニ取調候様懸合」ったが、かえって「無法之難題申掛」る始末であるので、改めて九か村一同で協議すべく、当村から集会の廻状を触れ廻したところ、相手方両人によって「居村役人并外六ケ村役人共」も「品能申欺」かされるありさまで、七兵衛同様相手方に「馴合」って同意を得ることすらできない。とはいってもこのまま「私欲不正之取計」を放置すれば、以来普請の取締り向きはもちろん、「年番役相勤候もの悪例」となってしまうので吟味を願いたい、というのが訴訟方の訴願事由であった。

これに対して相手方では、前割金の三八両余については、宗三郎が「羽子野詰所（豊田羽子野堰御普請役詰所…注筆者）布佐村御林より材木引取、并御金下ケ其外入用之由」をもって割り合い、九か村から取立てたもので自分たちの関知するところではない。また、沼内魚猟運上金四九両余は、訴訟人仙右衛門の祖父仙右衛門が先年出稼ぎ堰番（水番）を勤めていた時、「堰枠取繕入用諸色賃金」として一六六両余が入用となった際に、大金であったためにそのうち一〇〇両を組合村むらから徴収し、残金六六両余については仙右衛門の跡を受けた半次郎が出金して用立てたもので、その際魚猟藻草運上によって相殺して返済する旨の一札を村むらの役人から受取っている。それ以外にも年々の村役人の出張入用などについて清算したものもある。また、今回の普請では最初松木を使う予定であったが、保ち方がよくない場所については、村むらで示談のうえ、御掛御役人中へ申立てて槻にて仕立てるようにしたもので、そのほかにも放置できない場所があって普請を行なったために百姓役の出金が嵩んでしまった。しかしながら、これは年番宗三郎代の七兵衛の差図によるもので、すでに半次郎は「御下ケ金引当」にて七〇両余、そのほかにも多分の立替金を出している。それにもかかわらず宗三郎や七兵衛などが取計ってきたことを「私共仕成候様」に出訴されたのは心外であるという。

結局この一件については扱人が立入り、一同立会のうえでとくと取調べ、つきあわせ勘定をして「書損算違之分」を減損すること、また「相手一同御普請不手馴故取計方不行届始末」についても扱人が貰い受けることで翌一二月に内済が成立している。以上のように、この出入は新八間堀関枠の普請入用や助成金などの沼の諸勘定における年番や水番といった管理組織の差配のあり方をめぐって争われた一件であった。この時の争点は内済の成立を受けて一旦は解決したかにみえたが、次の天保一五年（一八四四）の出入で再燃することとなる。

(2) 天保一五年　御普請役御付添願い一件出入

まず最初に「御普請役御付添」について整理しておこう。

牛久沼の「用悪水路圦樋堀浚其外御普請所自普請」については、組合村むらの役人どもが差配してきたが、なかなか行届かないばかりか、とくに用水日割についてはそれぞれの村が勝手な取計いをするので時々争論などもできて「至極難渋」していた。そこで用水組合では、勘定奉行所に豊田堰用水掛り御普請役の御用のついでに牛久沼についても兼帯して「御差配其外共御付添」してもらうことを願い出て許可された。天保四年（一八三三）のことである。これが御普請役御付添であるが、この時あわせて「牛久沼溜井用水普請中并用水配共御普請役様定御掛場」への組入れも許可されている。

天保一五年（一八四四）の出入はこの御普請役御付添の継年季をめぐるものである。すなわち、御普請役の御付添については、その後三か年、七か年と年季明けごとに継続願いを出して許可され、天保一三年（一八四二）がその次の年季明けの年にあたっていた。そこで組合村むらでは、一〇か年の継年季を仕来り通り惣代をもって願い出ることで「一同衆評相決」し、生板村の名主元右衛門と小通幸谷村の名主勘右衛門を惣代として選出した。惣代を頼むにあたっては、組合村むら連印の「頼一札」を差出すはずであったが、大徳村名主宗三郎のみがこの頼み証文への調印を拒んだために出入となったのである。実際「牛沼宝湖早鏡」には天保一三年一一月付の願書が収録されており、まさに提出寸前であったことがわかる。[17] ところがこの出入についての訴状が提出されたのは天保一五年二月のことであるから、一年半余のタイムラグがあることになる。今少し出入の経過をみていこう。

連印を拒んだ宗三郎に対してその訳を問いただしたところ、宗三郎は、自分はもとより村内坪々小前・村役人とも「右願立」に異存はないのだが、組頭の仁平次と仙右衛門が故障を申すので調印できないという。これについて仁平次・仙右衛門の両人は、「牛久沼用水路御付添跡受願之儀」に故障はないのだが、近年臨時御普請の諸入用について過当の割合をかけたために「度々差縛」となり、すでに出入もおこっている。もっともそれぞれ事柄もわかり、奉行所において済口も「御聞届」となったのだが、これは旧来の仕来りが良くないためであるので、以来「諸入用減方等取締方聢と議定取極」めた上で継年季を願いたいと宗三郎へ相談したのだが取りあわない、というのである。すなわち、先に検討した天保一二年（一八四一）の普請勘定出入の際、訴訟方惣代であった仙右衛門と訴訟方に名を連ねていた仁平次は、その事後処理に納得していなかったのである。そこで用水組合では「後来之義取極方示談」におよぶことを申合せたが、翌天保一四年には日光社参や御料所改革にともなう提出書類の取調べなどがあって「延引」となってしまったのであった。

結局この一件については、「無謂故障致」しているのではないことがわかったので、牛久沼用水路について「是迄組合村々仕来不宜廉」は示談のうえで改めるようにとの「御利害之趣」を受けて、以後に違変がないように「別紙議定書」を定めること、また

「御普請役様御附添跡受御願」については勘右衛門に惣代を頼むことで内済となった。これを受けて三月付で改めて継年季の願書が提出され、さらに四月一八日にはこれが許可されたことを受けて請書を提出している。そこで問題となるのが議定書の内容であるが、これについては章を改めて詳しく検討することとしたい。

(3) 嘉永三年　水番利欲不正出入

嘉永三年（一八五〇）の出入の当事者は、先の二つの出入で用水組合の慣行の不備を厳しく糾弾してきた、大徳村の仙右衛門その人自身である。七月に提出された訴状によると、この時仙右衛門は大徳村の名主を勤めるかたわらで牛久沼の水番を勤めており、その水番の差配に不正があったというのである。

この訴状は組合村内部の出入としては珍しく、その前文で「九ケ村進退牛久沼之儀」について詳しい記述がなされている。内容的には第一章で検討したものとほぼ同じであるが、ここでは新八間堀の関枠の設置と御普請役付添の来歴についての記述が追加されているのが特徴である。とくに新八間堀関枠とこれを管理する水番については、出入の主要な論点であるためかなり詳しい記述がみられる。これらの組織については次章で詳しくみていくので、ここではとりあえず、水番は新八間堀の関枠を管理するいっぽうで、八間河岸の積問屋を兼務し、その運送による利潤を給分としていたという点を指摘しておきたい。

仙右衛門がこの水番を勤めるようになったのは嘉永元年（一八四八）の九月からであった。もっとも当初用水組合の村むらは仙右衛門が水番を勤めることには反対であった。水番は昼夜の差別なく「心添致候儀」ゆえに、名主役を勤めている身分で兼帯しても「行届」かないことは目にみえていたし、仕来りでは水番は九か村が順番に五か年切替えで勤めるもので、「勝手ニ引取」ることは禁止されていたのである。しかしながら、仙右衛門が「達て相勤度存念」で、万端精勤を尽し、九か村に対して多分の入用などはけっしてかけず、「村為専一」に心得えて取計うというので、仕方なく「一同任其意」せたのであった。

ところが実際に水番を勤めはじめると「最初とは以之外相違」して、名主役を勤めている権威をもって我儘に取計うのみならず、そもそも当人が「公事好」で出府勝ちの「身分」であったので、「時々随意之もの」を抱え、自ら「八間川岸問屋仙右衛門」と名乗り、用水の有無に差構わず専ら荷物の運送のみを「心掛」ているとして、その不正を訴えられたのである。訴状には不正の具体的な様子が延々と綴られているが、ことの発端は仙右衛門が水番となった直後に大破した新八間堀関枠の修復をめぐるもので、一言でいえば、八間河岸の問屋を兼ねていた仙右衛門が自らの問屋としての利害を優先して普請を妨げているというのが訴訟方の主張であった。八間河岸は水番小屋の脇にあり、そもそも水番が河岸の問屋を兼ねていたこと自体が問題であったのである。さらに問題なのは、仙右衛門を糾弾して訴訟にいたる過程で、組合村内部が二つに分裂していったことである。この訴状では大徳村をはじめとして宮渕・生板・幸谷村の四か村の名主を小通幸谷・佐

貫・馴馬・龍ケ崎・川原代村の五か村が訴える形となっているのである。やや長くなるが、訴訟の経緯について具体的にまとめておこう。

大破した関枠については翌嘉永二年（一八四九）春に伏替自普請を願い出て許可された。この年は大徳村が年番にあたっていたので組頭の与治右衛門を差出したが、すべて仙右衛門一人で「一式引受」差配して代金三〇〇両余を組合村むらから出金させて修復にあたった。ところが「御普請出来栄御見分」が済んだその日に「洩所」ができてしまったので、年番が布川村（利根町）詰所の御掛り御普請役まで届け出て「築留」を行なったところ、その年はそれで何とか保守することができたが、追々大破におよんだので、さらに当年（嘉永三年）春に繕自普請を命じられたのであった。しかしながらこれも見分が済んだその夜に関枠敷より「洩水」して大破してしまったので、組合の村むらで相談して、四月三日に関枠上の沼口にて「土堰築留」に取掛かった。仙右衛門としては、ちょうどその日は同人所持の解船三艘に荷物を積み入れて小貝川まで運送する「心組」であったが、沼口を築留たので通船ができず、「水干潟」で陸地同様となった堀内に荷積船を放置することとなってしまった。したがってその夜に土堰が急破したのは、「全切流候を自然と相流候様申偽」ったもので、「荷積船運送仕候儀ニ相違」ないのだが、仙右衛門の「威ニ怖」れ、誰も申し出るものがなく、そのまま「差置」いてしまった。その後改めて九か村の村役人が相談して土堰に築留たが、「沼水過半相流」てしまった後では用水不足は避けがたく、当年の「取実相減候」は「必定」である。

それにもかかわらず、またまた五月の八、九日の両日には大材木およそ五〇本余が「土堰引越」し、さらに一二日の夜には「右仮〆切之場所」に建てておいた杭木竹などを抜き散らし、抜取りにくい杭木については「水中より鋸を以挽切候分」もあった。これは全く筏を流すために夜中に切流したものに相違ない。そこで川下の大留村（藤代町）三右衛門方河岸場に大材木が着けてあったので、同人に尋ねたところ、小茎村（茎崎町）市左衛門の荷品で、仙右衛門より送ったものであり、すでに中角の材木についてはほかへ積下げたという。さらに一九日に御普請役の命で用水路江川筋の藻刈りに人足を出した際には、長さ六〇間余の大筏が先の仮〆切土堰を押流しているのを川原代村の村人共が「見留」めたとして村役人方へ知らせに来た。早速この筏乗の者を差押えて問いただしたところ、荷主は上岩崎村（茎崎町）の弥五右衛門で、前同様仙右衛門方より乗出したものであるという。そこで仙右衛門方へも掛けあったが、「法外不当之儀のみ申居、一円取敢不申」るありさまであったので、右の筏を差留め、番人をつけ、直様この始末を豊田村詰所の御普請役へ訴え出たところ、仙右衛門を取調るまでは堰場については年番を引替え、筏へはしかと番人をつけておくようにと申し渡された。その後六月三日に詰所に罷出て伺ったところ、仮〆切もせずに差置いているのは等閑であると察当を受けた。そのため七日まで日延を願い、現場に近い地元の佐貫村および小通幸谷・川原代村に築留を「達て相頼」むことになった。三か村では昼夜をいとわず多数人足を出し、杭木竹、そ

のほか土俵一〇〇〇俵余、諸色を川原代村より積登らせて築留め、その旨を御普請役に届けた。

ところがその後も仙右衛門については何の「御沙汰」もないので、組合村むらで相談したところ、九か村一同より訴え出るよりほかないということになった。そこで川原代村名主の重右衛門と百姓代の安兵衛が惣代として出訴すべく、九か村一統に対して掛合いにおよんだのであるが、大徳・宮渕・生板村については小前惣代は「頼一札」を差出したものの、村役人が調印をしなかった。また幸谷村では小前・村役人とも仙右衛門に加担して連印しなかったのである。そもそも仙右衛門は「水番いたし、且又名主役相勤候身分」であるので、これらの「差別」もわきまえているはずなのに、かえって「自己之利欲」に迷い、村々の「浮沈」をいとわず、長間の筏を押流すのみならず、理不尽に土堰を切流し、そのうえ度々の普請に際しても多分の雑費を割掛けている。とくに用水が差支えることを承知しながら、「勝手儘之取計荷物運送」いたすのは、まったく自己の利欲のみを追及しているからで、これはつまり村むらの小前や村役人どもを「愚昧と見侮」っているからである。それなのに、相手村むらの役人どもが仙右衛門の「権威ニ怖」て、自分勝手の取計いをしているのをそのまま放置するのは心得えがたいことで、このように仙右衛門へ馴合って不法を申すがゆえに、さらに同人が増長するのである。とにかくこのような者が水番を勤めていたのでは、組合村むら大小の百姓は退転するほかなく、当年の年貢上納、村々の相談にもかかわり、「片時も捨置かたく難渋至極」であるというのである。

この出入について内済が交わされたのは翌嘉永四年（一八五一）四月二三日のことであった。済口証文は二通現存している。いずれも抜粋であり、結論としてはほぼ同内容であるが、それぞれに視点の置き方が違うために記述内容が若干異なっている。[18] ここでは仮に両者を済口①、済口②として双方の内済の要点を整理しておく。

済口①によると、まず出入の当事者である仙右衛門については、牛久沼の水番はできるだけ組合九ケ村の用水が不足しないように「心を尽精勤可致」はずのところ、「無其儀自分勝手儘取計」い、そのうえ召使の者のみを「過半番人ニ差出」していたという点が第一に叱責の対象となっている。そのうえで新八間堀関枠の普請の不備やその後の処置で用水不足を招いてしまった点などについては「全仙右衛門心付不宜より事起候儀」ということで、仙右衛門自身が全面的に非を認め、水番を「退身」した上で「心得違廉」を訴訟方へ「重々相詫」び、以後牛久沼用水路に関する件について「故障」はもちろん、「不依何事ニ携不申」ることを誓っている。これに応じて大徳村役人も村むらが相談して決めたことについては「聊故障妨不仕」るようにと申渡している。さらに他の三か村については、「御取箇筋」にかかわることであるから本来訴訟方に同意すべきところ、仙右衛門に加担する形になってしまったとして「心得違之段及挨拶」ぶことなった。

これに対し済口②では、実際には土堰仮〆切を破壊するような行為はなく、それぞれの処置も「召仕之者取計候」ことであったが、たとえそうであったとしてもその責任は仙右衛門にあるとし

て仙右衛門の「退身」を決めたとしている。すなわち、まず五月九日の一件については、小茎村（茎崎町）市左衛門他一名の材木筏を和田村（藤代町）文右衛門が乗下げてきたところ、「定例取越場所多分持越」となっていたので、残り材木三本を文右衛門のいうままに、〆切上へ丈夫に足場をかけ、痛まないように「引越」した。その後一二日には大雨で沼水が嵩んで〆切を「押流」してしまっていたのだが、一九日に上岩崎村（茎崎町）弥五右衛門悴清吉が筏を乗下げ、「押流」の場所を「乗通」して材木を「引通」してしまったために訴訟方において疑惑を生じてしまったのだというのである。また三か村が同意しなかった点についても、これは三か村が年番に当っていたために御普請役より内済するようにとの内意を受け、請書同様の書面を差出していたためで、ことに訴訟方の五か村が「組合惣体之儀を捨置、自分勝手之掛合仕候」ゆえに同意しなかっただけで、仙右衛門へ加担したのでないという。これによれば訴訟方の方が「組合惣体」のことを考えていないと非難していることになるが、いずれにしろこの一件については、「跡水番并牛久沼取締方之義」について組合村むら一同で評議したうえで「別紙議定」を定めることで内済となったのである。この議定についても詳しくは次章で検討することにしたい。

三　出入の諸相

以上のように天保一二年（一八四一）、同一五年（一八四四）、嘉永三年（一八五〇）の出入はそれぞれに関連したものであった。そして常にその中心にいたのが大徳村の仙右衛門である。ただ、天保期の二つの出入では仙右衛門は沼入用の諸勘定を中心とした沼の管理のあり方を糾弾する主体であったのに対し、嘉永期の出入では逆に水番としての管理責任を糾弾される立場にかわっている。仙右衛門およびその居村である大徳村についてはほとんど史料が残っていないために、こうした仙右衛門の「変心」をどのように考えればいいのか、具体的な点については今一つ不明である。ただ、これらの出入の経過を押し並べてみるならば、以下の諸点については指摘できそうである。

まず第一に注目したいのは、嘉永三年（一八五〇）の訴状で仙右衛門が「公事好ニて出府勝之身分」であると非難されていることについてである。それぞれの出入における仙右衛門の動向についてはくりかえし述べた通りであるが、おそらくそれらが一部に過ぎないと思われるほどに、地域社会のなかで仙右衛門は「公事好」の者あるいは「公事巧者」としてみられていたのであろう。こうした者たちは一面では公事訴訟をくりかえすことで村や地域社会の秩序を乱す元凶となったのであるが、そのいっぽうで旧来の秩序なり慣行なりの問題点を鋭くえぐり出す役割を果たすことも多かった。ここでは仙右衛門の行動がそうした二面性をもっていたことに注目しておきたい。ただ仙右衛門が執拗に水番を勤めることを求め、結果としてではあれ、水番としての責務としてよりも自己の商売を優先させる事態となった点については、仙右衛門の祖父がすでに水番を勤めていたという経緯に着目する必要があろう。水番が八間河岸の問屋を兼ねることで得られる利潤につ

いて熟知していたと考えられるのである。そこに水番勤めの「誘惑」があったわけであるが、しかしながらそれを個人の資質と切り放して考えれば、問題の根源は水番が八間河岸の問屋を兼務し、その徳分を給料にあてるという慣行そのものにありそうである。それはまた、年番の問題とも絡んで牛久沼の管理体制とその問題点を象徴するものでもあった。とするならば、ここでの課題はそうした出入の諸相＝共通項を探り出して、これを総体的にみていくことにあるといえよう。ここではとくに普請入用と沼助成金、年番と水番、頼み証文と議定書という三つの問題を取り上げて検討を加えていくが、それはそのまま問題の所在、組織の問題、合意形成の問題という三つの側面から先の課題を究明していこうという試みでもある。

普請入用と沼助成金　用水利用のための組織が、いっぽうで堰普請をはじめとする種々の普請に対して、人足や諸色などを供出する組織＝普請組合として機能することは、用水組合のもつ基本的な性格でもあった。[19] 新八間堀関枠の普請が用水組合の責務であったことは先に述べた通りである。そしてこれまた前章で検討した通り、天保期末から嘉永期にかけての三つの出入は、それぞれに何らかの形でこの関枠普請の問題と絡んでいたのであった。天保一二年（一八四一）の出入はまさに関枠普請の入用を中心とした沼の勘定をめぐる出入であったし、天保一五年（一八四四）の出入も根本的にはその延長線上に位置していたのである。また、この出入で問題となった御普請役の御付添にしても、その主要な目的の一つに関枠の普請や堀浚などを監視してもらうことがあった。さらに嘉永三年（一八五〇）の出入でもその発端は関枠の大破にあったし、仙右衛門の不正の一つに修復入用の過度な割掛けがあったのである。

用水のための保水と排水を兼ねる新八間堀の関枠は、それだけ重要な施設であり、用水組合としてもその保守に全力を注がざるを得なかったのであるが、とくにこの時期の出入では、普請のあり方そのものよりもその入用をめぐる問題が主となっているのが特徴である。少なくとも寛政七年（一七九五）に関枠が完成して以降は、定杭の設定ともあいまって、技術的・慣行的には一定の枠が定められたわけであるから、用水組合内部としてはこの関枠の保守を円滑に遂行することが何より重要な課題となってくる。[20] 具体的にはその入用を過不足なく、平等に割り合うことが求められたのである。これが牛久沼の勘定をめぐる第一の問題点であった。

これに対して第二の問題点として沼助成金の問題があった。先述したように、牛久沼では魚鳥猟、蓮根栽培、藻草採集などの諸稼ぎに対する権利の代償として幕府に運上米を上納していたが、諸稼ぎそのものについては請負の体制がとられていた。例えば新八間堀で鰻網漁業をするために「水行」が妨げられたとして、沼周りの一三か村が佐貫村と小通幸谷村の魚猟人を訴えた寛政九年（一七九七）の出入をみると、龍ケ崎村の者へ一か年の運上金を定めて牛久沼および新八間堀の魚鳥猟を請負わせていたことが確認できる。[21] 用水組合では請負人を通じて沼での諸稼ぎを差配させるとともに、そこから上がる収益を組合の村むらに割戻すという

システムをとっていたのである。天保一二年（一八四〇）の出入では、これを普請の諸入用に組込んで割戻さなかったことが問題となったのであった。

このように近世後期の用水組合内部では、関枠普請入用と沼助成金を中心とした沼の勘定をめぐる対立がもっとも大きな課題となっていたのであるが、これと深くかかわっていたのが年番および水番といった沼の管理組織であった。

年番と水番　牛久沼の年番と水番については史料によって若干の異同もあるため、その機能や問題点について改めて整理しておくことにしよう。

まず年番については一般的に「牛久沼溜井用水之儀、大徳村外八ケ村組合ニて壱ケ村宛年番相立、御普請・自普請其外都て用悪水路ニ拘り候用向取計来」[22]、あるいは「右溜沼へ抱(拘)候儀諸勘定之儀は、組合九ケ村四組ニ相成、村々年番ニ取計候仕来」[23]と表現されている。前者は用水利用を前提とした記述であり、後者は沼の諸勘定を主とした記述になっているが、いずれにしろ年番は用水を円滑に引取るために、江川や新八間堀およびその関枠、あるいは沼除なども含むのであろう、そうした箇所の御普請や自普請そのものを差配すること、および諸上納物や入用などの沼の諸勘定を処理することがその役目であった。そのために用水組合では九か村を四つの組に分け、順番に一か年ずつ年番を勤めることになっていたのである。表3はそれぞれの組の組合わせを示したものである。これによれば佐貫・小通幸谷・馴馬・河原代村の四か村と宮渕・生板・幸谷村の三か村が複数村の組合わせとなっているほかは、龍ケ崎村と大徳村が単独となっている。この構成からみる限り、四つの組は各村むらの位置と組合高を考慮して設定されたものと思われる。また、先の史料で「壱ケ村宛年番相立」となっているのは、複数村の組でも担当年になった際にはそのうちの一か村を代表として年番に立てるということであろう。そして通常はその担当村の名主が年番を勤めることになっていたのである。

表3　年番四組の組合わせ

佐貫村	300石1751	
小通幸谷村	330.	
馴馬村	130. 027	
川原代村	1003. 97	
	(小計	1764. 1721)
龍ケ崎村	2213. 5975	
大徳村	2179. 518	
宮渕村	918. 0618	
生板村	1177. 578	
幸谷村	150. 085	
	(小計	2245. 7248)
合計	8403. 0124	

こうした組織ができたのは、いうまでもなく牛久沼が溜沼に復帰した明和元年（一七六四）、より正確にいえば明和二年以降のことである。川原代村の木村一郎家文書のなかには、年番村が作成した「牛久沼上納物九ケ村元割帳」「八間洗堰諸色目論見帳」「用水組合九ケ村賄帳」「牛久沼上納物口米代永并地代金拾五ケ年賦割帳」「牛久沼諸上納物取立帳」「八間河岸酉戌運上金割合帳」「牛久沼縁岸并関枠流破入用割」「牛久沼用水組合持八間関枠伏替入用」「同伏替入用渡方帳」「同伏替人足割賦帳」などの諸帳面が、明和二年（一七六五）を最初として多数現存している[24]。表

3の組はこれらの諸帳面から摘出したものであるが、これらが先に示した年番の役割を証明するものであることはいうまでもない。これ以前の体制としては、例えば伊丹代用水を利用していた享保一二年（一七二七）に、用水組合が川原代・龍ケ崎・大徳・宮渕村の者一名ずつに用水配と御普請宰領を委任した際の請書が残されており、注目される。[26] それ以前となると史料的制約によって明らかにしがたいのであるが、おそらく牛久沼が溜沼として復帰するにあたって、このように用水や普請にかかわる事項を個人に委任するという体制よりも、各々の村を主体として、平等に管理する体制が志向されたとみて間違いないであろう。もちろんそれには組合高や村の位置などが考慮されてのものであるが、少なくともそこに牛久沼の年番制度の特質をみることは可能であると考える。

次に水番についてであるが、これはその呼称自体が多様である。本稿では水番として統一しているが、史料中には用水番、関枠水番、堰番といった呼称がみられる。それぞれの呼称に象徴されるように、水番は用水を支障なく引取るために、その根源となる新八間堀の関枠を管理するのが第一の役目であった。嘉永三年（一八五〇）の出入によれば、幅六間の関枠には一間目ごとに枠柱が立ててあり、定杭の高さに応じてその戸前を開閉して水の量を調整したという。そのために用水組合では、新八間堀の関枠から沼に向かって左側の岸に水番小屋を建て、五か年季交代で村順に水番を選出して常駐させていたのである。前章でも指摘したが、この水番が八間河岸の問屋を兼ねていたこと、そしてその職務に対する給分として沼内の運送による利潤をあてていたことが問題であった。沼上の村むらからは辺賀船と呼ばれる小型の船を使って真木や俵物などの物資が運ばれ、また材木筏が同じく八間河岸↓新八間堀を経て小貝川へと転送されていた。それが広範な範囲の村むらを結びつけていたことは、嘉永三年の出入にみられた材木の運送の事例をみても明らかであろう。

ただ、水番が八間河岸の問屋を兼ねるというのは、その経緯から考えるとむしろ逆であろう。先述したように、新八間堀に板堰関枠が完成したのは寛政七年（一七九五）のことであり、それ以前は洗堰であった。嘉永三年の訴状に象徴されるように、関枠完成後の史料では確かに水番と八間河岸問屋を兼務し、その運送による徳分を水番の給分にあてることになっている。しかしながら例えば、安永七年（一七七八）の「洗堰諸色諸入用勘定帳」や天明六年（一七八六）の「午ノ春諸色勘定帳」といった洗堰の普請に関する帳簿の作成者が「八間河岸」あるいは「八間かし問屋」となっていることからすれば、[26] 本来的には八間河岸の問屋がその業務の一旦として洗堰を管理するといった程度のものであったのが、板堰関枠への伏替にともなってその管理に対する比重が増し、水番としての職務が独立していったものと考えられるのである。したがって運送の徳分を水番の給分とする措置もそういった経緯を引きずったものであったと考えられよう。

そこで留意されなければならないのは、本来八間河岸の問屋自体が個人名としては表にはあらわれないものであったということである。天明六年（一七八六）に豊田村が豊田堰の挟堤に取越河岸を設置したいとする願書を幕府代官所に提出した際、小貝川上

の長沖新田河岸・川原代村河岸・伊丹河岸（伊奈町）ではそれぞれの問屋が奥印を行なっていたが、八間河岸だけは「同国河内郡九ケ村請　牛久沼八間河岸」とのみ記されていて個人的な名前は表記されていない。[27] 魚鳥猟の場合がそうであったように、八間河岸もまたこれを請負う問屋にその差配を委任してはいたものの、それ自体が組合の管理下に強く組込まれていたといえよう。それだけに仙右衛門が自ら「八間川岸問屋仙右衛門」と名乗ったことが問題となったのである。

いずれにしろ年番と水番は、牛久沼の諸勘定を取り仕切っていただけに、不正と指摘される事態が起こりやすかった。くりかえすまでもなく、天保一二年（一八四一）と嘉永三年（一八五〇）の出入はその典型となるものであったが、いずれの場合も訴訟方ではそうした事態を「私欲不正」あるいは「利欲不正」といった文言で非難したのである。そうした文言が年番や水番は何より組合の利害を優先しなければならないという主張と裏腹の関係にあったことはいうまでもない。

白川部達夫氏は、百姓の訴状にあらわれる「私欲」という非難文言が、百姓的世界の展開にともなって自律的に普及していき、一八世紀以降には数ある非難文言のなかでも中核的な観念として展開―定着していったことを明らかにされている。[28] それはいっぽうの局に「公」的世界を措定し、そうした公私の分離を明確にすることで、相手の「私性」とそれから生じる一己の欲を厳しく非難するという論理構造をもっていたという。村むらの連合組織である組合村で、こうした公的世界がどのように形成され、展開していったのかという点については今後の課題であるといわざるを得ないが、少なくとも溜沼へ復帰して以降は、用水組合そのものがこれを構成する村むらにとって「公」そのものとして位置づけられ、意識されたことは確かであろう。年番と水番はそれを組織的に体現するものであったのである。それだけに年番と水番には何よりも組合に奉仕することが求められたし、その意味で「無私」であることが求められたのである。ここでいう「私欲」「利欲」といった非難文言は、年番や水番がその責務はもとより、こうした理念そのものに背くものであったこと、ひいては用水組合という「公」を裏切る行為であるということを対置して糾弾する意味をもっていたといえよう。

このようにみてくると、この時期の用水組合ではそうした「公」的世界をどのように再編し、円滑に運営していくかが根本的な問題となっていたのではないかと思われる。そのために新たな合意が必要になっていたことはいうまでもない。

頼み証文と議定書　合意形成の手段としてここでは頼み証文と議定書に注目してみたい。頼み証文とは、訴願にあたって惣代を委任する、あるいは名主などに就任することを依頼するといった過程で、そうした委任や依頼などの要件を確認するために作成される文書である。近年、こうした合意形成の手段として頼み証文がにわかに注目をあびているが、その形態は実に多様であり、その類型化、機能、限界性といった総体的な研究は今後の課題であるといえよう。[29] 差し当たってここでの問題は、村むらの合意形成の手段としての頼み証文の特質を検討することにある。

すでに天保一五年（一八四四）の出入や嘉永三年（一八五〇）の出入で明らかなように、用水組合においては、訴願あるいは訴訟のいずれの過程においても、惣代を委任するにあたって頼み証文を作成するという手続きが一つの定例化したシステムとなっていたことが確認できる。とくに御普請役御付添の継年季願いでは、「仕来通惣代を以相願候様村々一同衆評相決」というように、惣代をもって訴願することが「仕来」となっていたし、惣代に対しては「諸向取計方相任申」すために「連印頼一札」を差出すこととなっていたのである。また、仙右衛門の不正を訴え出る際、惣代の川原代村では九か村の頼み証文を取り付けたうえで訴訟におよぶ心積もりであった。しかしながら、継年季願いでは大徳村の仙右衛門と仁平次の二人の組頭が同意しなかったために訴願に出ることができなかったし、仙右衛門を訴えるに際しては、大徳・宮渕・生板・幸谷村が頼み証文に連印しなかったために組合内部が分裂する状況にも追込まれていたのである。とくに大徳・宮渕・生板村では小前惣代からの頼み証文は取り付けたものの、村役人が調印しなかったために結果的に反古となったように、各々の村内部もまた分裂の危機をはらむこととなっている。

これらの例からも明らかなように、惣代委任の頼み証文は、組合を構成する村むらの村役人・小前百姓全員の同意があってはじめて機能するものであった。言い換えればそれは全員の意志を確認する手段でもあり、それだけに一種の強制力をともなっていたことが想起される。このように構成村―構成員全員の同意を原則とする合意形成では、それが達成できれば極めて強い団結を誇ることができたが、反面たとえ一人でも同意しなければ、あるいはしたがわせることができなければ紛争の火種ともなったのである。おそらく村むらの内部では、その調印一つをめぐってもさまざまな軋轢があったであろうことは想像に難くない。そこにこうした頼み証文による合意形成の限界性をみることができよう。とするならば、仙右衛門や仁平次がとった行為は、村内では同意の得られない自らの主張を、村を越えて組合村での議論の俎上に直接乗せるために、そうした限界性を逆手にとったものとも考えられる。むしろこの時期には、頼み証文による合意形成そのものがもっていた限界性や矛盾が、いっぽうで沼に対する意識の先鋭化にともなって、またいっぽうでは村むらの成長にともなって、その裂け目から噴出しはじめたものとも考えられるのではなかろうか。

いずれにしろこうした頼み証文が、訴願や訴訟など事を起こす際の合意形成として端緒的な位置をしめるとすれば、議定書における合意形成はその最終局面に位置するものである。とくにこの時期の争論ではそうした初発の時点での合意形成そのものが問題となっているのであるから、議定書作成の意義は極めて大きいといわざるをえない。次の史料は御普請役御付添願い出入についての内済が成立したことを受けて交わされた議定書である。

〔史料3〕[30]

為取替申議定之事

一牛久沼溜井地所并佐貫村地先字八間河岸用悪水堰枠伏替諸入用、其外用水浚、圦樋伏替え相抱候儀は、組合村々役人共ハ

不及申、惣小前之もの共えも申聞、納得為致承知印形取之取計可申事

一牛久沼溜井用水水番惣代共諸掛之義、近年格外多分ニ相掛、組合村々難義仕候ニ付、以来溜井佐貫村地先八間河岸水番人并年番村々ニて参会評議之節、酒肴等不相用、食事之義ハ壱人前七拾弐文と取極可申事

一牛久沼魚鳥・藻草助成金之儀ハ、村役人并重立候もの共迄立合割渡可申候、然ル上ハ右沼内用水路へ相掛候諸普請諸入用之儀ハ、右助成金ニて差引等ニ不致、村々より差出可申事

一牛久沼御普請・自普請共諸入用之儀ハ、組合村々一同相談之上、諸入用何程と相定、小前之者へ申聞、承知印形取之相勤可申事

一牛久沼并用水路ニ拘り候儀ハ、是迄之通何事ニ寄らす高割ニ致し取計可申事

一牛久沼溜井并用水路諸入用取調帳之儀は、一同立会調印之上、年番四組ニて壱冊宛所持可致事

前書之通取極候上ハ、以来自己勝手之取計不致様可仕、依之為後証議定証文為取替申処如件

下総国相馬郡　河原代村
常州河内郡　小通幸谷村
　　馴馬村
　　宮渕村
　　生板村
　　幸谷村
　　龍ケ崎村
　　佐貫村

右八ケ村惣代
生板村　名主　元左衛門
小通幸谷村　名主　勘右衛門
大徳村　名主　宗三郎
　　組頭　仙右衛門
　　同　仁平次

前書之通取極候上ハ、御普請役様御附添年限中議定取計、御年限明ニ相成候ハヽ、猶又相談之上別段議定致し候筈ニ取極候処相違無御座候、以上

まず注目されるのは、この議定書が訴訟方八か村の惣代である生板村名主元左衛門・小通幸谷村名主勘右衛門と相手方の大徳村名主宗三郎、組頭仙右衛門・仁平次との間で取り交わす形をとっていることである。改めていうまでもなく、元左衛門と勘右衛門は御普請役御付添の継年季願いの惣代でもあった。また奥書にあるように、この議定書自体が御普請役御付添の年限中に限ったものであり、年季明けの際には新たに議定を結ぶことを申合せてい

ることから、その限りでは暫定的なものであった。

一見して明らかなごとく、この議定書の基本は牛久沼の諸勘定をめぐるものである。牛久沼溜井地所ならびに新八間堀関枠伏替の諸入用、用水堀江川の堀浚、用水圦樋の伏替（第一条）、水番や年番の「参会評議」などにかかる費用（第二条）、御普請・自普請の諸入用（第四条）とそのほとんどを網羅して規制を定めている。この出入の根本的な原因は、天保一二年（一八四一）に起こった沼の諸勘定をめぐる出入にあったからそれも当然ではあるが、それだけに事を構えた仙右衛門と仁平次の意向を強く受けていることが考えられる。とはいえ、とくに沼の諸入用については、惣小前の者共へもよく申聞かせ、納得させたうえで「承知印形」を取ることを定めているから、不満の出ないようにより徹底した合意のあり方を模索していることは確かである。それが徹底されれば「承り証文」とでもいうべき証文が作成されるわけであるから、合意形成の方法としてはそれだけでも注目に値しよう。また、沼の諸勘定のもう一つの大きな柱であった沼助成金に対して、第三条目で諸普請の諸入用と「差引等」をしないことを申合せているのも、同様に出入での論点を踏まえてのことである。そして最後に、これらの取極めに対する監視を徹底するためにで「牛久沼溜井并用水路諸入用取調帳」を年番四組にて一冊ずつ所持することを定めているわけである（第六条）。これらが用水組合の組織的強化と沼そのものの管理強化を意味することはいうまでもない。

ともかくも沼の諸勘定をめぐる規約が成文化されたのは、おそらくこれがはじめてであったからそれだけでも評価に値するものである。それだけに注目されるのが、水番仙右衛門自身が当事者となった嘉永三年（一八五〇）の出入で交わされた議定書である。この天保一五年（一八四四）の議定書との比較を踏まえて検討してみることにしよう。

〔史料4[31]〕

跡議定書

一牛久沼溜井之儀、是迄之処甚猥ニて年々難渋有之組合村々難儀およひ候間、今般一同示談之上、是迄御普請諸入用割賦取引入狂等有之候共、旧弊相改候上は是迄ニて一同申分無之、已来何れ之村方ニおゐても故障等一切申間敷筈、其余取極メ議定左之通

一牛久沼関枠其外用水路之儀、都て御普請役様御見分請候上は、諸入用之儀御調御差図当請、御掛り様奥書頂戴割賦有之候上は無遅滞差出可申事

一年々諸入用割賦控帳之儀、年番交代之砌御掛様御見届を請、受取印形取之、翌年番え相渡可申事

一牛久沼諸運上之儀、年番ニて請負人より取立村々え割賦可致候筈、依ては村々役人共集会之砌之喰事之儀は、其時之出役人之村役人ニて手賄可致筈、諸運上金ニて差引等決て致申間敷候事

一水番人之儀は九ケ村一同相談之上人体相撰、請人加印取之差出可申、依ては水番人給金壱ケ年ニ何程と相定可申事

一用悪水路之儀、諸相談諸入用筋之処、何事ニ不依七ケ村相談

相整候上は、壱両村ニて故障申出とも取用申間敷候事
一米穀運送之儀、余水有之節ハ格別、其外は真木・筏等用水中決て運送為致申間敷候事
一用水中定杭より水嵩ミ候節ハ、関板え挟木いたし流水可致事
一用水中江川筋ニて魚猟等決て為致申間敷、尤村々持場ニ不抱地先ニおゐて相互ニ差当いたし、弥不相用節は其筋御訴可申立事

嘉永四亥年四月　　九ケ村役人連印

第一条目に明示されているように、この議定書もまた「御普請諸入用割賦取引入狂等有之候」ことを処決することをめざしたものであった。ともかく「牛久沼溜井」については、これまでのところ「甚猥」のことが多く、年々「難渋」ができて組合の村むらが「難儀」しているので、そうした「旧弊」を改めるからはすべて「是迄」としたいというのである。そこで各条文をみていくと、まず第一に目をひくのが、第二条目の「牛久沼関枠其外用水路之儀」および第三条目の「年々諸入用割賦控帳之儀」について御普請役の差配・介入を強く規定していることである。これは先の議定書に比べても顕著であろう。また第四条目では村むらの役人が集会をする際の食事を「手賄」とし、これを牛久沼諸運上、すなわち沼助成金で「差引等」しないことを申合せている。先の議定書では主に水番と年番の「参会評議」を対象としたものであり、しかもそこでは食事代を定めただけであったから、費用自体は組合から支給していたと考えられる。組合入用についてさらに厳しい枠がはめられたわけである。

さらに第五条で水番の選出、第七条で沼内の運送に関する規定、第八条で満水の際の水の放流、第九条で江川筋での魚猟の禁止を定めているのは、明らかに嘉永三年（一八五五）の出入での論点を踏まえてのことであり、先の議定にはなかったものである。とくに水番の選出については請人を立てて「加印」を取ることを定めている。もちろんこれは水番の人選を厳しくするための措置であるが、それ以上に注目すべきは、水番の給金を一定の額に定めようとしていることである。沼内の運送の利潤を水番の給金にあてていたこと自体が、不正を産む大きな要因となっていたことについてはこれまでもくりかえし述べてきたが、ここでそうした慣行に歯止めがかけられたのである。そしてそれにもまして注目されるのが第六条目である。

第六条目では、「用悪水路」に関する「諸相談諸入用」については、何事によらず七か村の相談がまとまれば、一、二か村が「故障」を申立てたとしても取上げないことを誓っている。組合の総意を大前提をとしてきたこれまでのあり方からすれば、一見妥協的とも取れる処置である。しかしながら確かに組合の村むらの総意をとることが理想ではあったとしても、さまざまな課題が山積みとなっている現実の前ではかえって意志決定の局面で遅れをとることになる。したがってこの議定が交わされるにあたっては、そうした全員の「納得」よりも、組合における行政的処理の効率化が優先されたとみるべきであろう。先に組合の構成員全員の同意を前提とした合意形成の限界性と問題点について指摘したが、

これ自体がそうした現状の克服をめざしたものとも考えられる。ただ、それによって、ある程度合意は得られなくても、そこで決まった事項は効力をもち、現実に発動するわけであるから、組合村そのものの強制力はより強くなったといえよう。

以上のように、二つの議定書は三つの出入で顕在化した諸問題を、その段階に応じて克服しようとするものであった。それが組合の組織的強化と沼の管理強化をめざしたものであることは先に述べた通りである。とくに嘉永四年（一八五一）の議定書では、御普請役をも巻き込んで、またより現実的な手段を講じることによって村むらの合意をとりつけ、何とか用水組合そのものを建て直すことに成功したかにみえた。ところがこの翌年には、議定書そのものをめぐって新たな紛争の火の手が上がったのである。

四　嘉永五年　議定違変出入

嘉永五年（一八五二）二月、大徳村の名主長右衛門は、宮渕・生板・幸谷・大徳村の四か村の惣代として、龍ケ崎・小通幸谷・馴馬・佐貫・川原代村の五か村の名主を相手取った訴訟を起こした[32]。ここで訴訟方が問題としたのも、やはり牛久沼の諸勘定をめぐってのことであった。すなわちその訴状によれば、川原代村の半次郎が水番を勤め出した天保四年（一八三三）から、「沼助成金并ニ普請入用金等勘定合」が「年来等閑」となって「差縺レ」ができたので、天保一五年（一八四四）に組合の村むらで「示談」して、議定を交わしたとある。これが天保一五年の議定書をさすことはいうまでもない。

ところが、相手方村むらの役人は翌弘化二年（一八四五）より取調べも行なわず、年番にあたっても議定の趣旨を守らないというのである。とくに龍ケ崎村は嘉永元年（一八四八）に年番村にあたり、その年には新八間堀関枠の繕普請があって、諸色や人足賃などの諸入用を取調帳に応じて割賦したものの、これも議定の趣旨に背いて「難心得不正之廉々」があったという。そこで大徳村の元名主直之助がその一つ一つに下げ札をして、不正を糺すように申入れたが、自らの非を改めないばかりが、相手村むらが議定書を無視したために「勘定合」が不分明なまま、何度掛合っても「不取敢打過」る事態となってしまった。その年の八月には水番が半次郎から大徳村の仙右衛門に代わったので、これを機会に「沼助成金其外諸入用専一ニ相糺候大帳」を調べ直して「勘定合不分明」なところを糺し、新たな「大帳四冊」を作成する旨の議定書を交わしたが、相手方はこれも無視してしまった。また、水番の名前はいまだ仙右衛門になっているけれども、同人は前年の出入による取極めで水番を「引退」することになっていたはずである。それゆえに早々に跡水番を取極めて「用水諸入用向無差支様致度旨」を相手方村むらに何度も申入れたが、「等閑之儀」のみで埒があかない。これらは全く相手の村むらが「年番中議定之趣」を守らず、「如何之取計致置候」ゆえに、しかと勘定を取調べれば「忽不正露顕」するので、「右を厭ひ」て「勘定取調方等閑」にしているのであるというのである。したがって訴訟方の願意は、議定の通りに村むらより証拠書類を提出し、「半次郎水番中」の

諸勘定はもちろん、嘉永元年（一八四八）の「龍ケ崎村年番中普請入用其外共勘定」を明白に取調べて、取極めの通りに「大帳」を仕立てること、沼助成金もこれまた議定の通り早速割渡し、以後こうしたことがないように議定の趣旨を守ること、加えて跡水番を早々に取極めて、用水に支障がなく、「無難ニ相続」できるようにするというものであった。

以上のように、ここでいう「議定違変出入」の議定は、天保一五年（一八四四）のそれをさすものであったが、出入そのものはすでに天保一二年（一八四一）の出入で問題となっていた、川原代村半次郎が水番を勤めていた時期のものまで遡るものであった。もっともその主眼は議定が交わされた翌年からの「勘定合」にあり、これにさらに嘉永三年（一八五〇）の水番仙右衛門の利欲不正出入の事後処理が絡んでいたのであるから、事態は極めて複雑である。すでに前章で天保一五年（一八四四）と嘉永四年（一八五一）の二つの議定書を検討してみたが、こうしてみると天保一五年の議定書すらまともに履行されていなかったわけであるから、この問題の根深さを知ることができよう。

そうしてみると、この出入が大徳村他三か村が龍ケ崎村他四か村を訴えるという訴訟の構図自体が気にかかるところである。ここではちょうど嘉永三年の出入の訴訟方と相手方がすっぽりと入れ替わっているのである。先の出入では、その時点では相手方であった大徳村他三か村が済口証文のなかで、訴訟を起こした龍ケ崎村他四か村のほうが「組合惣体之儀を捨置」と、一見非難しているような文言を用いていることを指摘した。すでにこの時にはこうした不満を抱えていたわけであるから、それも当然の対応であったのかもしれない。これはまた、大徳村と宮渕・生板・幸谷村、そして龍ケ崎村と佐貫・小通幸谷・馴馬・川原代村というように、年番四組を真っ二つに分けての出入でもあった。嘉永三年の出入の際の大徳村他四か村では、自らのグループに含まれる村の水番であった仙右衛門の不正という事実と、相手方への不満との狭間で揺れ動いていたことであろう。あるいはそれによって訴訟のタイミングを逸したのかもしれない。いずれにせよ、そうした不満が嘉永三年の出入の事後処理の不手際と重なってここで一気に吹出したのである。

この一件については「牛沼宝湖早鏡」に済口証文の抜粋が収録されている。[33] しかもまだ下書の段階であって、証文のいくつかの箇所には「此方より懸紙」として相手方からの注記が書き加えられているが、それだけに内済の経過が知れて興味深いものである。これによれば、結局この出入そのものについては、元水番半次郎方ならびに一村限りに諸帳面を組合村むら一同と扱人立合いのうえで残らず取調べた結果、数帳に「算違等」による過不足が認められたものの「不正路之筋」はなかったこと、また龍ケ崎村が年番を勤めていた時の割合帳のなかに「認方不行届之廉」もあったが、「全書損」であって、これまた「不正之取計」は一切なかったことが確認されたという。そこで「前々議定」を皆で守り、「是迄之通組合村々一統睦敷無恙用水潤水いたし、耕作行届候様取計」うことを「聢と取極」ることで内済をはかったのである。ただ、ここでとくに興味深いのは水番の勤め方を規定した箇所である。

原文では「尤右堰枠水番人勤方之儀は当八月より大徳村年番ニ相当候間、大徳村手始といたし、已来四組順々ニ隔番ニ可然人体之者相撰為相勤」となっているが、この「〇」と「三」「四」という三つの部分に「懸ケ紙」が添えられているのである。この原文だけでも、水番を年番の四組制に準じて、しかも同時に勤めさせようとしている点で注目されるものである。ところがまず「〇」の部分には「当節龍ケ崎村ニて相勤居候、且水番之義ハ已来百姓代之内可然人体之者相撰、壱ケ年限り四組ニて順々ニ隔番ニ」とあり、水番の人選にあたって百姓代の者をこれにあてるという。また「三」の部分では「用水組合九ケ村年番ニ致し」となっていて、年番の四組制ではなく、九か村による年番制を定めようとしている。さらに「四」の部分では「候得共、水番之義ハ生板村外弐ケ村ニて相勤、以来」として、当年の年番である大徳村が勤めるのではなく、他の組を勤めさせようとしているのである。

最終的な済口証文が確認できないので、結局これがどのように処理されたのかはわからない。しかしながら、その試行錯誤の過程をみるならば、水番をより規律化された組織として組替えようとする意図は明確であろう。それが年番四組制、あるいは九か村年番制のいずれになるにしろ、旧来の特定の個人に請負わせる方法から村むらの輪番による公平な負担へと改変することにかわりはない。それによって水番の「私欲」による「不正」を防止しようというのである。これを百姓代に定めればさらに公的性格を強化することにもなる。ただ、年番四組制を採用した場合、年番村と水番村を兼務させるか、別にするかといった判断は難しいものがあったのであろう。いずれにしろ、この議定違変出入は、沼の諸勘定をめぐる争論解決の困難なことを露呈はしたが、それによって水番の組織替え—規律化はさらに一層の推進をみたのであった。

結びにかえて

「進退」という文言をキーワードとして、用水組合内部に発生した四つの出入を手がかりに、近世後期の牛久沼について検討を重ねてきた。牛久沼に対する用水組合の独占的な権利の主張を集約した「進退」という文言は、その根拠を享保期の新田開発計画を中止させて沼を用水溜沼として復帰させたこと、そのために多額の地代金や計画の際の拝借残金、さらには牛久沼を利用するための諸種の運上・冥加米金を上納しているという事実においていたが、それも沼を用水として利用するということを中心とした生産や諸稼ぎ—生業の現実に裏付けされてものであった。それは高外地である沼を田畑＝所持地＝高請地同様とする意識のあり方そのものに帰結する。しかしながら「進退」という文言にこだわるならば、そうした意識のあり方自体が、沼周りの悪水組合との、そして用水組合内部での幾多かの争論を経て次第に鮮明になっていったものであった。こうした意識の先鋭化は、それだけに用水組合をして沼の管理主体であることの自覚を強く促すことになった。近世後期に沼の諸勘定や管理責任をめぐる争論が多発したのは、そうしたサイクルのなかで、旧来の内規的な慣行そのものの

ほころびがみえはじめたからであった。牛久沼がそのなかに用水と悪水、魚鳥猟、蓮根栽培に藻草の採集、舟運といった多様かつ複雑な要素を抱え込んでいただけに、それだけでは内部的な秩序を維持することが困難となっていったのである。しかもその背景には、近世後期における社会変動のなかで「金銭」に対する意識が先鋭化していったことを考慮しておく必要があろう。請負制度による魚鳥猟や蓮根・藻草採集、そして八間河岸を中心とした舟運がまさに沼をめぐる経済の重要なサイクルとなっていったということである。それだけに、用水組合そのものが新たな集団へと組織的変貌を迫られる必然性に直面していたのである。

先にこうした用水組合そのものを「公」的世界という言葉で表現してみたが、「公」が「公儀」へと繋がる概念として領主支配を前提とした関係のなかで用いられるものであるとするならば[34]、こうした在地の側の主体によって模索され、形成された関係については、それが相互の利害を調整する機能を主とするという意味で、より広い概念として「公共性」の領域と表現したほうが適切かもしれない[35]。牛久沼は「公共」のものであったし、用水組合は村むらの成員の「公共」を実現するための組織であった。もちろん沼周りの村むらも諸稼ぎなどを通じて沼をめぐる諸関係に包摂されていたし、その限りではそうした村むらにも沼は開かれていた。しかしながら、それも用水組合の差配の下でのことであり、結局この「公共性」は第一義的には用水組合にとってのものということになる。だからこその「進退」であった。

用水組合自体をそうした「公共」のための組織という視点でみるならば、当然のことながら、沼を管理・運営するためのシステムが必要であった。本稿ではこれをいくつかの要素に分けて分析してきたわけであるが、もちろんその基本となるのは用水の円滑な導入と、公平な配分であった。そのためにもさまざまな普請や堀浚などの作業を円滑に差配・推進する必要があったし、それらの費用や、さらには諸稼ぎによる収入、上納物といった諸勘定を管理して公平に分配する必要があったのである。それをここではとくに年番と水番に代表される組織の強化、そして合意形成への模索を通してみてきたわけである。

四つの出入を通じて年番と水番は、次第にその組織としての体制を整えていったのであるが、それはいっぽうで組合の監視を強化しつつ、それらの恣意を排除する方向ですすめられた。また合意形成の具体的な方法についても、訴願や訴訟など事を起こすにあたっての頼み証文、最終的な契約締結を示す議定書の作成といった定例化した方法のほかに、諸入用における小前惣百姓による「承知印形」の取り付け、「諸相談諸入用筋」の七か村合意による施行といった、それぞれレベルを異にする多様な合意形成が模索されていった。それもまた、組合村が「公共」のための組織であることの苦悩を物語るものであろう。そしてさらに注目されるべきは、嘉永四年（一八五一）の議定書に明示されているように、組合村内部の矛盾を昇華するために、御普請役という幕府の権威が指向されていったことである。御普請役の御付添要求自体が、そうした権威・権力による内部秩序の保持をめざしたものであったことはいうまでもない。

こうして個々の利害が調整されて新たな合意が模索されていったのであるが、それ自体は最大公約数的なものにすぎない。もともと用水組合総体としての利害は、個々の村むらや個々人の利害よりも優先させるべきものであり、組合の成員相互はその限りで「平等」であらねばならなかった。それゆえに非難されるべきは、そうした「公共」の利害に反して「私欲」を構えることであったが、とくに「私欲」という文言が「公」と「私」の脈絡で構築されていたものであるだけに、何より禁じられるべきは、そうした「私欲」によって「公共性的領域」から突出するということだったのである。ここではそれがより強く意識され、確認されるとともに、一層の組織化、さらには成文化による規律化によって全体意志がつくられていったのである。それは反面で用水利用とも異なった、個別の利害の主張が出てくることと裏腹の関係にあった。

牛久沼の「公共性」は、こうした諸々の要素を総合したところに形成されたものであったといえよう。そうした諸々の要素がそれぞれに、また相互に矛盾を抱えながら共存している。そこに「公共性的領域」の本質をみることができるのでないだろうか。しかしながら、それは一面では個々の利害を、その権利や「私欲」を含めて一定の規約のなかに押さえ込んだに過ぎなかったから、その具体的な施行や監察機能といった点での不十分さは免れないし、それだけの「危うさ」をも抱え込んでいたことにもなる。嘉永五年（一九五二）の議定違変出入は、まさにその限界性を端的に物語るものであったといえよう。また、それが形成、ないしは再生されていく過程でみせた権威・権力への指向性が必然的なものであるとするならば、最終的にはそれが権威・権力へと収斂されていくといった意味での限界性をもったことも確かである。しかしながら、反面ではそれも「公共性」の構成要素の一つに過ぎなかったから、それを権力の相対化、ないしは組合の柔軟性とみることも可能である。そうした要素化・部分化によって、一つの権力から他の権力へ代替することも可能だからである。それだけに近代化という視点からみれば、新たな政府の介入を容易にもし、また要請もしたことであろう。近世後期にみられる村や地域社会の権力への指向性もこうした両面性でとらえる必要があるということである。

このようにみてくると、確かにいくつかの限界性や解決されていない問題点をいまだ抱えているものの、牛久沼の用水組合はまさに一つの運営体として自らの存立基盤を模索していったといえよう。それは自らの「公共性」を模索し、創出し、あるいは再編していく過程であった。牛久沼を「進退」するという自負は、その運営体であることの自負でもある。そこに近世後期における地域社会の一定度の成長をみることができるのではなかろうか。ただ、それが可変的かつ多元的であったがゆえに、いっぽうで限界性もあり、可能性もあったということである。そこに近世後期の地域社会の普遍的傾向を見出すことが可能であるとするならば、それだけに問題は近代へと持ち越さざるを得なかったといえよう。[36]

注（1）牛久沼に関する史料としては、川原代村の名主を勤めていた木村

源内が著した「牛沼宝湖早鏡」が注目される。これは頻発する水論を憂えた源内が、後世のために牛久沼に関する古文書や記録類を集めて天保一五年（一八四四）に編さんしたもので、現在龍ケ崎市川原代町の木村一郎家と宮渕町の豊崎治男家にこの模写本が伝来している。木村本は三巻に分かれ、豊崎本は一冊にまとめられているが、内容的にはほぼ同一で、天和二年（一六八二）四月からの史料が年代ごとにまとめられて編年で収録されている。ただ、豊崎本にはいちおう天保一五年までの史料が収録されているのに対し、木村本は文化八年（一八一一）で史料がとぎれ、これとは別に嘉永三年（一八五〇）以降の史料が異筆で収録されている。本稿で使用する史料の大部分はこの木村本・豊崎本の「牛沼宝湖早鏡」によっているが、『龍ケ崎市史』近世史料編Ⅱに両書から多数史料を収録しているので、これに収録した分については注で示すこととする。またそれ以外に両書から引用した場合は、木村本「早鏡」巻一、豊崎本「早鏡」などと略記することとする。

（2）木村本「早鏡」巻三、豊崎本「早鏡」。「早鏡」以外の個別の史料をあたっても、今のところこれが「進退」という文言の初見である。

（3）山野河海や湖沼などの高外地の問題については、それ自体膨大な研究史がある。本稿の問題関心からすれば、近世においては山野河海に対する権益が現地（高請地）の所有や生産によって規定されていたとする丹羽邦夫の指摘が注目されよう（「近世における山野川海の所有・支配と明治の改革」『日本の社会史』2、岩波書店）。また、すでに深谷克己によって石高外領域であっても石高制原則の枠内にあることが指摘されている（「百姓」『歴史学研究』一九八〇年大会特集号）。いっぽう国家ないしは領主層における高外地支配という問題については、公儀の高外地（自然）領有を積極的に評価する大石学（「享保期幕政改革と幕領支配」『歴史学研究』一九八一年度大会報告号など）や高木昭作（「「惣無事」令について」『歴史学研究』一九八五年度大会特集号など）などの見解と、それ自体は観念的な論以上ではなかったとする塚本学の見解（「名山大沢不封論について」『徳川林政史研究所紀要』一九七四年度）があることを指摘しておきたい。さらに近年では、民衆の生業や生活の視点から公儀の高外地支配を捉え直した須田努らの研究もあり、注目される（「山間地域（石高外領域）における『公儀』支配と民衆生活—御巣鷹山制度と御鷹見役をめぐって—」『関東近世史研究』二四号など）。

（4）「無所有」の場における管理の問題、およびその現代的意義については網野善彦・鶴見俊輔の指摘が興味深い（『歴史の話』朝日新聞社）。

（5）牛久沼については、通史的研究として野口武太郎『牛久沼—水論の歴史地理的考察』がある。

（6）もっとも、牛久沼の新田開発が計画された享保期以前の用水組合は、佐貫村と小通幸谷村を除く七か村で構成されており、これを河辺領と称していた。用水組合が九か村で構成されていることが確認できるのは、新田開発の停止と溜沼への復帰を求めて訴願をくりかえしていた宝暦期頃のことである。ただ、当時は小通幸谷

村ではなく、若柴村が用水組合に名前を連ねている。もともと小通幸谷村は若柴村から分村した村であり、若柴村にかわって小通幸谷村が正式に構成村となるのは明和四年頃のことである。

(7) 牛久沼の悪水組合は、時期や連合の内容によって異同があり、史料上では萱場領九か村、上郷二五か村、悪水組合一二か村といった組合村が確認できる（木村本・豊崎本「早鏡」など）。それぞれの構成村については『龍ケ崎市史』近世史料編II解説四九頁の表2を参照されたい。

(8) 豊崎本「早鏡」。

(9) 木村本「早鏡」巻三。

(10) 『龍ケ崎市史』近世史料編II一九八・一九九号（以下『龍ケ崎II』一九八号などと略す）。一説には庄兵衛は牛久村出身ともいわれている。

(11) 以上の経過については『龍ケ崎II』一九二～一九五号文書参照のこと。

(12) 注3深谷・丹羽論文。

(13) 『龍ケ崎II』二〇六号。豊崎本「早鏡」。

(14) 『龍ケ崎II』二〇七～二〇九号。豊崎本「早鏡」。

(15) 『龍ケ崎II』二一〇～二一二号。木村本「早鏡」巻三。

(16) 上郷二五か村が板堰への改修を願い出たのは天明元年（一七八一）のことであったが、その後浅間山の噴火による砂降りと洪水、さらにその後の飢饉などによって経費の調達に支障をきたしたために着工に手間取り、寛政七年（一七九五）になってようやく完成にいたったのである。これについては『茎崎町史編さん資料』第一部近世史料一七～二〇号および『龍ケ崎II』一七七～一八六号に関連史料が収録されている。

(17) 豊崎本「早鏡」。

(18) 木村本「早鏡」巻三に済口証文の抜粋が収録されており、このうち一通には「相手方仙右衛門」と記してある。

(19) 貝塚和実「近世水利・治水史研究の現状と課題―大谷貞夫『近世治水史の研究』を手がかりに―」『関東近世史研究』第二三号。

(20) もっとも関枠が完成した直後には、度々破損する関枠の修復をめぐって用水組合と悪水組合が出入をくりかえしており、関枠に伏替たとしても、技術的にも慣行的にもその保守が困難であったことを物語っている（『龍ケ崎II』一八七・一八八号）。

(21) 『龍ケ崎II』二〇三号。

(22) 『龍ケ崎II』二〇六号。

(23) 『龍ケ崎II』二一三号。

(24) 国立国文学資料館史料館蔵写真版史料による。

(25) 『龍ケ崎II』一九〇号。

(26) 川原代町　木村一郎家文書（国立国文学資料館史料館蔵写真版）。

(27) 『龍ケ崎II』二一五号。

(28) 白川部達夫『日本近世の村と百姓的世界』（校倉書房）。

(29) 藪田貫は国訴研究の過程で、訴願の惣代を委任するにあたって果たした頼み証文の役割に注目され、そこに近代的な委任制度の萌芽を見据えている（『国訴と百姓一揆の研究』校倉書房）。また、白川部は百姓仲間の村が形成されるなかで、頼み証文が合意形成の手段として果たした役割と、村社会に定着していったその定着

の仕方を検討している（注28『日本近世の村と百姓的世界』）。

(30)『龍ケ崎II』二〇九号。

(31)『龍ケ崎II』二一二号。

(32)『龍ケ崎II』二一三号。

(33) 木村本「早鏡」巻三。

(34) 百姓的世界の「公」が「公儀」へと繋がる連結の仕方については、白川部の指摘が興味深い（注28『日本近世の村と百姓的世界』）。

(35) 近世における「公共性」をめぐる問題は近年盛んになりつつある分野であるが領主層が本来有していた「公共性」の問題を含めると議論そのものが大きく広がり、概念規定自体が論者ごとに異なっているのが現状である。それだけに今後議論を詰めていくべき問題ではあるが、本稿の問題関心からは、とりあえず久留島浩「『地方税』の歴史的前提―郡中入用・組合入用から民費、地方税へ―」『歴史学研究』六五二号を参照されたい。

(36) 明治新政府の治水・水利政策については、貝塚和実「明治維新期における直轄県政と民衆―利根川中流域の治水・水利問題をめぐって―」『歴史学研究』五四八号が参考になる。また、近世後期の地域史研究の現状と課題については、大塚英二「郡中議定になぜ注目するのか」『新視点日本の歴史5　近世編』（新人物往来社）が端的なまとめを行なっている。なお、野口注5『牛久沼』には明治以後の牛久沼の動向についても著述がなされているので参照されたい。

（ばば　ひろおみ・龍ケ崎市史編さん調査員）